

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

この支援金は生活困窮世帯に対する支援として、緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して支給するものです。

1. 支給対象世帯

以下の①、②の両方を満たす世帯が支給対象となります。

①緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不決定となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

【2022年1月以降は緊急小口資金及び総合支援資金(初回)の特例貸付をいずれも受けた以下の世帯も支給対象となります】

- ・申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月が到来している世帯
- ・申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月(緊急小口資金は借入月)である世帯

②収入・資産・求職活動の全てを満たす世帯

【収入(世帯合計)】

市民税の均等割りが非課税となる収入の1/12+生活保護の住宅扶助基準額以下

世帯人数	収入上限
1人	137,700円
2人	194,000円
3人	241,800円
4人	283,800円
5人	324,800円

※6人以上の世帯の方は
別途お問い合わせください。

【資産(世帯合計)】

市民税の均等割りが非課税となる収入の1/12の6倍以下(ただし100万円以下)

世帯人数	資産上限
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

【求職活動】

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2. 支給額・支給期間

以下の支給額を3か月間支給します。

世帯人数	1か月あたりの支給額
1人	60,000円
2人	80,000円
3人以上	100,000円

注意事項

支給決定後の支援金受給期間中は、定められた求職活動及び必要書類の提出を毎月行う必要があります。
確認が取れない場合は支給中止となります。

※支援金は申請を受理した月の翌月10日頃若しくは25日頃(申請日による)に、申請書にご記入いただいた口座へお振込みいたします。

※申請書類に不備等があり審査が行えない場合は、翌月以降の支払いとなります。

【再支給について】

自立支援金の受給期間が終了し、申請期限までに再支給の申請があった場合、要件を満たす世帯は、一度に限り初回支給と同様の支給額、支給期間により再支給します。

※世帯人数に変更があった場合は、再支給申請時の世帯人数で申請となります。

※正当な理由なく求職活動に関する報告等を怠った場合は、再支給不可となります。

3. 申請方法

申請は **郵送** で受け付けます。

申請期間 **2022年12月31日まで** (申請期間内消印有効)

■町田市ホームページから申請書等をダウンロードしご記入いただいたうえで、その他必要書類と合わせて郵送してください。

【町田市ホームページ】

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kurashisoudan/engo/0701jiritusienkin.html>

4. 郵送・問合せ先

郵送先	〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22 生活援護課自立支援金対応センター
お問合せ	町田市自立支援金コールセンター 03-6628-7266 [受付時間] 平日8:30~17:00



「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。